



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成22年3月1日

第208号

発行責任者 支部長 米澤 健

編集責任者 副支部長 後藤 基文

発行所 名古屋税理士会昭和支部

印刷所 共生印刷株式会社



春の訪れ 梅の花

Seasons

ウミウシって知っていますか？

ウミウシというのは、巻貝の仲間の中で、貝殻が縮小したり、体内に埋没したり、消失してしまった種類の総称です。

流水の海を、羽根を広げて泳ぐ「水の妖精」クリオネも実はウミウシの仲間なのです。最近では、アニメキャラクターのピカチュウに似たものが有名となり、子供たちにも「海の宝石」などと呼ばれ、人気が出てきているものの、まだまだ謎の多い生き物です。

このウミウシ、日本だけでも1200種類程度存在し、大きいもの、小さいもの、透明なもの、青や赤や黄色といった原色の体をしたもの、目立たない地味な色をしたものと様々なものが

います。中には、有毒な生物を食べることで、体内に毒を蓄えているものもいます。この特徴というのは、原色は、目立つことで警戒心を与えることで、目立たない色は、カモフラージュすることで、そして体内に蓄えた毒はその毒で、自分自身の身を守り、浅い海底で静かに暮らしているのです。

我々税理士は、世の中を見据え、納税者に分かってもらえない時もありますが、法律・通則・通達といった手段を用いて納税者の権利を守ること、徐々に納税者との信頼関係作り上げています。何となくウミウシに似ていると思いませんか。

(松永 研嗣)

1月の支部研修

(平成22年1月8日開催)



「企業は人なり 丸和印刷の社員教育」

…時代に即した事業承継のあり方…

講師：株式会社丸和印刷
代表取締役社長 鳥原久資氏

「企業は人なり」これは言い古された言葉ですが、今はこれがとても大事な時代になりました。そのなかで、時代に即した事業承継の在り方について、3つを柱に述べます。

1. 後継者として (バトンをもらってどうやってきたか)

会社を継ぎたくなく教師の道へ、だが30歳のとき会社に戻った。会社に戻ったとき、社員の価値観が違うこと、特に社員が簡単に辞めることに驚いた。元教職の身として「人を育てる」事へこだわりがあった。人を育てるなら新卒のほうがよいと考えた。

冷静に会社を見たときに、一見真面目な社員だがばらばらで、社長の思いが社員に正しく伝わっていなかった。そこで、新入社員を入れよう、そして研修をしようと考えた。

4年目に、16名の社員が5名になってしまった。2代目だが第2創業者と言われている。ガラッと変えてしまったのである。何をしたか…新入社員研修をやり、組織図を作ったのだ。

素人集団になってしまい、品質が不安定になってしまった。そこで、国家資格を取得して勤に頼

らない技術者を養成し、会社としての価値を上げるため、ISOを取得することで人づくりをしようとして決意した。

- ①ISO9001 (品質マネジメントシステム) 取得 (幹部クラス) …コンセプトは職人の世界・家業 (個人商店) からの脱皮。
- ②ISO14001 (環境マネジメントシステム) 取得 (女性) …コンセプトは「女性」、女性社員の登用。女性のきめ細かい配慮で環境という難しい切り口が身近になった。
- ③ISMS (情報セキュリティシステム) 取得 (全社員) …コンセプトは全社員参加。県下で最初の取得。社内の整理整頓ができた。全ての社員が何らかの形で、業務以外の仕事に関わる機会を得られた。

取得活動を通じて、当社の企業の社会的責任 (CSR) への取り組みが企業認知のアップへとつながった。ここまでくるのに入社から16年かかった。

2. 社員教育へのこだわり (2代目としての独自性)

新卒について、新卒採用の継続理由は、真っ白からの育成と新しい「風」を入れることである。

新入社員研修について、社内で三日間 (最終日は社員が講師) の実施をしている。交換日記の実施 (転職者含む) は初心を忘れないため、週一回半年間の実施 (不安を受け止める) をしている。

もうひとつのこだわりは、**全員参加**である。月一回の公園掃除 (今は毎日、社長も参加) 年二回の美化コンクール (今はやっていない) それから、年二回の面接を実施している。

面接は、社員の考えに耳を傾ける場 (コミュニケーションスキルの必要性) 社員も会社もお互いに振り返る場としている。事前に質問を開示することで、自分のプレゼンの場と位置づけ、社員がものを言う場 (ガス抜きとして機能) とするよう心掛けている。

経営計画の立案は、計画書の作成を社員全員の手で行い、社長は「反省」と「思い」を書くのみで、社員自ら考え目標を持たせるようにしている。

月一回の全社会議は、各部署間の風通しをよくし、情報交換をする場としている。必ず文書に書くようにすることで考えが明確になっている。コミュニケーションの訓練ともなっている。

委員会活動の実施もキーワードは**全員参加**である。社員全員がいずれかの委員会に参加する。勤務時間内に活動している。部署の垣根を取り払った風通しのよい社風にし、ISOを日々の活動の一環として降ろしていく。これは社員が主体的に活動する企業を実現させるため。

これまでが、社員教育の自分のこだわりである。

3. コミュニケーションスキルの必要性

(事業承継をするときにいかに大切か)

私の基本は社員満足。それは、トップの思考には限界があるということで、どんなに優秀な人でも一人の考えには限界があるからである。

経営者、特に後継者にとって必要なスキルは、①財務、②マーケティング、③コミュニケーションスキル、である。

コミュニケーションに必要な要素とは、傾聴スキルである。聞くのではなく聴く(受け止める)のであって、共感しながら聴くことが大切である。

聴くときに心がけて欲しいのは、聴く姿勢(腕組みは×)、うなずき、オウム返し、支持し(否定も肯定もしていないいい言葉に、「なるほど」という言葉がある)、質問することである。

伝えるとは、まず全体像を伝えることが大事である。次に出来るだけわかりやすい単位で、順序を考える。そしてメッセージは短く簡潔なほど良い。

コミュニケーションとは、効率を求めてはダメ、「社長にはわかってもらえた・・・」といかに思わせるかである。また、人は自分自身が見えず自分を正しいと思っているので、経営計画書に社長も10の約束を社員に宣言し、同じ価値観を共有するようにしている。

これからのキーワードは「絆」である。潤沢な資源と財力に恵まれない中小企業にとって、大企業と対等に行動できるのは「社員との絆」である。

企業の社会的責任(CSR)といわれる時代、お客様が満足するには、社員満足しかない。社員が満足しなければ良いサービスは出来ない。だから社員教育に力を入れている。

最後に、リーダーの条件は、伝え続ける事、言葉は人を動かす、怒りは人間関係を悪化させる。社長と社員は、考え方は違って当たり前、社員に活躍の場を与える事が社長の仕事である。

社員は自分たちの働く場を大切にす。二代目は二代目なりの切り口を考えたとき、いかに社員に気持ちよく動いてもらうかである。

(研修部 鈴木寿枝)



2月の支部研修

(平成22年2月4日開催)

I 平成21年分 所得税確定申告について

講師：昭和税務署 個人課税第一部門
長屋 義治 上席国税調査官



1. 配布資料「平成21年分 所得税及び個人事業者に係る消費税等の確定申告期における税理士会への依頼事項等」にもとづいた説明がありました。

(1) 申告書共通事項については、次のような要請がありました。

- ①税理士法30条の書面は申告書第二表の裏面に添付し、税理士法30条および33条の2の書面提出の場合は、申告書第一表の税理士署名押印欄下に○をつける。
- ②プレプリントされた申告書を書損し、新たな申告書に書き換える場合は、整理番号及び予定納税額を確実に転記する。毎年かなりの件数、予定納税額の転記もれがある。
- ③申告書の記載事項に不備がないようにする。
- ④他の税務署管内から転入の場合は、転入前の税務署から送付された申告書を使用しても差し支えないが、その場合は、転入後の税務署に、転入前の税務署と同じ整理番号の納税者が存在する場合があるので、申告書第一表及び申告書第二表の転入前の整理番号を黒色二重線で確実に抹消する。

またその他、訂正申告書、準確定申告書の記載方法等についての説明がありました。

(2) 青色申告決算書(収支内訳書)について、折り目のミシン目で切り離さないで提出する。書損して新たな用紙に書き換えるときは、整理番号を確実に転記する。減価償却

費の計算の明細を別用紙に記載した場合には、納税者の氏名及び整理番号を右上に記入し、青色申告決算書（収支内訳書）にクリップでとめて提出してほしい、等の要請がありました。

2. 消費税関係として、平成23年から新たに消費税の課税事業者となる場合は「消費税課税事業者届出書」、免税事業者となる場合は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を「平成21年分の所得税の確定申告書」の提出に併せて提出してほしい。また、消費税の確定申告書を提出する際には、付表（計算書）上部余白に氏名、整理番号を記載しクリップでとめて提出してほしい、等の説明がありました。

3. その他、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除適用の際の提出書類の説明、医療費の領収書を返却希望の場合の説明、権限委譲に伴う住宅借入金等特別控除についての説明、また、上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算時には、配当の支払通知書の添付が必要となった、との説明がありました。

4. 配布資料「誤りの多い事例（個人課税）」については、実際にある誤りの事例なので、目を通しておいてほしいとのことでした。

II 平成21年分 譲渡所得・贈与税申告について

講師：昭和税務署 資産課税第一部門
曾野 龍二郎 上席国税調査官



(1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税についての留意点として、次のような

説明がありました。

- ①住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度は、直系尊属から住宅取得等の資金の贈与を受けた者が居住する家屋の購入代金が対象となり、贈与を受けた人の名義の家屋がないと適用が受けられない。また、住宅借入金等特別控除と違って、土地の先行取得があるときに、土地代を親から贈与された資金で支払ってもこの非課税制度の適用はない。
 - ②次に、平成21年分の住宅取得等資金の贈与に対しては、この500万円の非課税制度と相続時精算課税の特別控除枠1,000万円と両方の制度がある。
 - ③相続時精算課税制度で、土地を先行取得した場合に注意が必要となる。土地の取得資金の贈与を受けて先に土地を購入し、同一年中に家屋の取得資金の贈与を受けて家屋を新築した場合で、家屋の方に1,000万円の特別控除枠を使う場合には、先の土地の取得資金の贈与についても一般枠の2,500万円の特別控除を使うこととなる。
 - ④住宅取得等資金の非課税制度を適用する場合は、第一表の二という明細書を添付して申告する。相続時精算課税をさらに適用する場合には、第二表を添付する。どちらの制度を適用する場合も、その適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書を確定申告期限内に提出する必要がある。
- (2) 非上場株式の贈与の申告の場合には、取引相場のない株式の評価明細書を申告書に添付してほしい。また、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（新事業承継税制）について、添付書類は国税庁のホームページにチェックシートがあるのでそれでチェックしてほしい、等の説明がありました。
- (3) 配布資料「譲渡所得（土地、建物等）の主な特例の添付書類」から、各特例について、添付資料の説明や注意すべき点についての解説がありました。
- (4) 配布資料「平成21年分の申告に当たっての留意事項（譲渡、山林所得・贈与税関係）」の中から、若干の注意すべき点について説明がありました。

（研修部 古田 幸）

相 談 所 だ よ り



税務相談員

竹村 浩司

平成19年の4月から相談員を担当させていただいております。まもなく3年が過ぎようとしており、3回目の確定申告期を迎えております。昨年度は8名の相談者を担当いたしました。今年度は、継続の方9名及び新規の方1名の合計10名の担当をしております。相談員としての任期が終了し再任をされた初年度でしたので、担当の変更が行われ、3名が新しく担当をする相談者でした。

例年度同様、相談者全員に、相談日の日程を連絡することになりました。新しく担当をする相談者には、早期にご来所していただき、顔合わせをすることができました。また、もともと担当をしていた相談者は、相談の必要な時期だけにご来所していただくこととなります。ほとんどの方が、源泉所得税の納付時期と確定申告期のみです。源泉所得税の納付が必要ない方は確定申告期のみとなります。新規の方が1名いらっしゃいましたが、しっかりと記帳されており、継続の方と同様でした。皆さん、ご来所の回数が少ないですが、これまでは順調にすすんでいると思っております。

現在は、確定申告期です。一年間記帳事務をしてきた締めくくりの処理をすることになります。貸借が合わなかったり書き方がわからなかったりし、申告期限までに提出できるかしらという不安や心配を取り除くことも相談者は期待をしていると思います。昨年は、予定をしていた日程では消化できず、再度ご来所していただいけませんでした。事前をお願いをしていたの

ですが、確認書類を持参していただかず、予定どおりに申告書を完成できなかったのです。早め、早めで処理をしていれば、このような事はなかったと思います。今年は、日程に余裕をもって処理していきたいです。

また、相談所でも今年から電子申告を実施することとなりました。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、電子申告を行います。今年は相談所で電子申告を体験してもらい、来年からはご自身でご自宅から電子申告をできるように指導をすることとなります。しかし、相談者は高齢の方が多く、パソコンに抵抗のある方がほとんどです。電子申告特別控除5千円の効き目もなく、私の相談者では、実施予定の方が一人もおりません。相談所に取得をしていただいた、電子申告の利用者識別番号が無駄になってしまうのではないかと心配しております。なんとか一人は、実施したいと思っております。

昨年までは、私の勉強不足のため、何度も手を止めていただいたり、何度も書き直しをしていただいたりして、相談者の方々に、とてもご迷惑をかけてしまったことを覚えております。今年は、そのようなことがないように十分に準備をしたつもりです。滞りなく、確定申告を終了し、一年間を締めくくりたいと思っております。

今月で、相談員の新任期2年の1年目が終了します。まだ、引き続き来年も担当をさせていただくこととなりますが、この2年間は、相談者の方々や相談員である先生方とお知り合いになることができ、私にとって、とても貴重な時間となりました。

最後に、相談員としての業務を行うに際し、税務支援対策部の先生方及び事務局の方々には、多大なお力添えをしていただきまして、心から感謝いたします。

租税教室 講師体験レポート

広報部 米津覚登

名古屋市立若宮商業高校では、非常に租税教育に力を注いでおられ、毎年3年生を対象に租税教室が開かれています。

1月21日、初めての経験ということで大変不安ではありましたが、私も担当講師をつとめさせていただくことになり、若宮商業へ行ってきました。

前年は、租税教室の直前に打ち合わせがあり、事前準備が十分にできなかったという意見があったことから、今年は約1ヶ月前の12月10日に昭和税務署の会議室にて打ち合わせが行われました。そこで配られた日程表によると、私の担当は最終日1月21日、5・6限目の2時間でしたが、先生によっては3時間を担当する方もいらっしゃいました。

続いて配られた租税教室の手引きには、1時間目にパワーポイントを使って税金についての講義をし、2時間目に実習問題として確定申告書を作成するように書かれていました。その際、前年は国税庁のホームページを使って確定申告書を作成したところ、あまりにも簡単にできてしまったので、今年は手書きで確定申告書を作成してほしいという要望がある旨の説明を受けました。

演習問題の内容としては、会社員が年末調整の時に忘れた生命保険料控除をすることと、新たに医療費控除をするという簡単なものです。しかしながら、私にとって簡単なことでも、講義を受けるみなさんは高校生。当然、生活の中で税に関わるといっても消費税くらいです。学校では、税の作文に際し少し勉強した程度ということを知ってどのように講義を進めればより理解してもらえるのかと頭を悩ませた結果…、同じ日に2～4限を担当される武山先生の授業を偵察し、参考にさせていただこうと思いつきました。

そこで、4限目が始まる正午頃、武山先生が講義をしている教室に、こっそり入りこみました。とても和気あいあいと授業を進められており、さすが武山先生だなと感心しながら拝聴させていただき、一時間しっかり授業の進め方を研究しました。

講義が終わってから、武山先生に感想をお聞きすると、やはり大変だったらしく、汗びっしょりになっていました。講義の方は3時間あったため、2時間目から演習問題の説明を始めたとのこと。演習問題は結構時間がかかるため、急いでやった方がいいよとアドバイスをいただきました。

そして、いよいよ私の時間です。とにかく1時間目のパワーポイントは早々と説明をし、30分程度で終わらせました。その後2時間目に行われる演習問題の説明へと移り、確定申告書に住所、氏名等を記入したところで1時間目の終了を迎えました。

2時間目はいよいよ演習問題、確定申告書の作成に取り組みましたが、生命保険料控除の説明をしているあたりで時間が迫ってきたことに気づき、結局15分ぐらいで医療費控除から税額の計算までを説明するという結果になり、時間配分がうまくいかなかったことを反省しました。ただ、一人一人説明をしながら教室をまわって歩くと、昼食後で眠たい時間にもかかわらず、みなさん申告書の作成に真剣に取り組んでくれておりほっとしました。

そんなこんなで、終盤はかなり大急ぎになってしまいましたが、何とか無事、租税教室の講義を終えることができました。今回初めて担当講師をやらせていただき、つくづく人にわかりやすく税金の説明をするのは難しいと感じました。今後も高校生のみなさんにより興味をもって聞いてもらえるよう工夫を取り入れ、この租税教室が続いていけばと思います。

電子申告実践研修会の開催



平成22年1月26日（水）午後1時30分より、第2回電子申告実践研修会が名古屋東税務署OA会議室において開催されました。今回の内容は「確定申告書のe-Tax代理送信」、「法定調書のe-Tax代理送信」で、すぐに役立つようにとの内容でした。

開催にあたり米澤支部長より、前回の第1回の研修会が大変好評であったこと、また今回の研修会が支払調書合計表等の電子申告による提出や確申期の業務での積極的な利用の一助となるようにとの挨拶がありました。今回の参加者は15名でそのほとんどの方が第1回の研修会に引き続いての参加でした。

引き続き昭和税務署山崎筆頭副署長より、電子申告の推進は電子政府の達成にも最重要課題となっており、適正公正な課税と納税、還付金の早期還付や事務の効率化のためにも積極的な利用のお願いと、この研修会がより有意義なものとなるようにのご挨拶をいただきました。

研修会は前回に引き続き、昭和税務署個人課税第一部門の石塚氏に講師となっただき、プロジェクターでe-Taxの画面を写しながら説明していただきました。参加者はインターネットに接続されたパソコンを自ら操作し、税務署の方々と電子申告推進特別委員会のメンバーがサポート役となりすすめられました。

前回のおさらいとしてe-Taxソフトのインストール並びにソフトの起動、e-Taxソフトのアップデートについての説明の後、「確定申告書のe-Tax代理送信」についての説明に入りました。国税庁のホームページの確定申告書作成コーナーから「電子申告により提出」を選択して、例題に従い申

告書のデーターを入力しファイルを保存し、税理士が代理送信をするため保存したファイルを組み込み、持参した電子証明書から電子署名を付加するまでを行いました。

代理送信で一番の注意事項は、お客様の利用者識別番号で申告書を作り、送信するときには、税理士の利用者識別番号とパスワードで送信するというところです。これは繰り返し説明していただきました。それから、確定申告の代理送信では、国税庁のホームページの確定申告コーナーからも代理送信ができるが、一件一件の電子署名の添付、送信となるということ、e-Taxソフトを使うと、複数のデータに一度に署名することができ、一斉に送信することができるという説明がありました。

「法定調書のe-Tax代理送信」では、実際にご自身の法定調書合計表を持参され、e-Taxソフトを使って送信される会員の方もいらっしゃいました。タイトル通りの実践研修となりました。

3時間の研修でしたが、第1回からの研修に続いて参加された方が多かったのでコンピューターの操作にも慣れた様子でした。しかしながら、コンピューターの用語やe-Taxソフトの仕組みのわかりづらさも感じられました。

最後に今枝副支部長より、「この研修会で理解できたことでも時間が経つと解らなくなりますので『復習』を合い言葉に」との閉会の辞で終了となりました。

今回も電子申告推進特別委員会の活動の参考とさせていただくためにアンケートを取らせていただきました。結果を掲載させていただきます。



アンケート集計結果 (回答数13名)

① 電子申告について理解は深まりましたか。

Yes 12名

No 0名

その他 なかなか難しい

② 今年の確定申告で電子申告を行おうと思われましたか。

Yes 12名

No 1名 (まだ自信がない)

③ 今後、電子申告特別委員会に何を企画・計画してほしいと思われませんか

(複数回答も可)

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 今回と同様の集合形式の研修会 | 10名 |
| 2. 財務コンピューターメーカーごとの「電子申告システム」の説明会の開催 | 2名 |
| 3. 個別の相談・サポート | 3名 |
| 4. その他(ご意見をご記入ください) | なし |

④ 今回の研修についてご意見

- ・先生のご指導になかなかついていけず申し訳ありません
- ・とても勉強になりました。ありがとうございます。
- ・一括署名と一括送信についての説明しかされませんでした。個人的には利用者ファイルから直接一件ずつ税理士の署名をのせて送信した方が分かりやすいと思います。一件ずつできるという説明もするべきだと思いました。(切出し、組込みの作業が大変面倒だと思います。)
- ・もう少し時間をかけていただいてもOK。途中でつまった場合にその先がわからなくなる。
- ・実際にe-Taxソフトを使用しながら研修をうけられたのでわかりやすかった。
- ・申告書の作成が参考になりました。
- ・今回の研修によりだいぶ電子申告のしくみがわかるようになりました。あとは慣れるだけだと思います。電子申告に向けてがんばります!!
- ・講師の説明も適切で、非常にわかりやすい研修で助かりました。

(電子申告推進特別委員会)



昭和18班

片岡ひとみ

昭和支部の皆様、はじめまして。この度、平成21年11月をもちまして、税理士登録をさせていただきました片岡ひとみと申します。事務所は、昭和区北山町(御器所周辺)で開設いたしました。税理士試験に合格したのは、10年以上前、その間、義父と主人の仕事を手伝ってまいりました。このまま、税理士登録をしないで終わるのかな等、のんびりかまえておりましたが、昨年8月の義父の突然の死により登録することになってしまった。と、というのが本音です。

今までは、仕事よりどちらかというと、趣味のデジタル一眼レフカメラを持って、写真を撮ってまわるのが、最優先の生活でしたが、一転して、仕事と勉強(知識が不足している事には自信があります)中心の生活になってしまいました。9月から登録の準備をはじめ、無事登録できた時には、ホッとしましたが、同時に、諸先輩の先生方に迷惑をかけないようにがんばらなくてはいけないと、痛感しております。

私にとって税理士登録とは、趣味の時間が減少し、机にむかっている時間が増加するというあまりうれしくないものという気分でしたが、幸いにもカメラの同好会のようなものがあると聞き、一転して税理士登録できてよかった。仕事以外の事もおしえてもらえるかと期待しております。

税理士としては、非常に未熟な私ですが、どうか昭和支部の皆様、一生懸命がんばりますので、ご面倒をおかけすることも多いと思いますが、いろいろな面でご指導とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

私の一大事!!

～税理士になって10年 よくまあここまでこれました～ 後藤吉正

新年懇親会の席で偶然にも1等賞が当たったため、「私の一大事!!」の原稿を書いてくださいと言われ、さて私にとって一大事はと考えると、やはり私にとっては、「税理士」になったことでしょう。

平成12年平穏な市役所生活から一変、「税理士」となり、今年ではや10年になります。「よくまあ、ここまでこれたなあ」と実感しています。

まず、私が税理士になったのは、友人の税理士が「お客さんに喜んでもらえてお金がもらえる。こんない職業はないよ。」と話してくれたのがきっかけでした。

20数年の公務員生活では多くの仲間にも恵まれ、趣味のテニスや書道にも時間を費やすことができ、海外派遣研修にも行かせてもらったり大変有意義ではありましたが、「このまま人生終わるのかなあ」と考えたとき、チャレンジ精神に火が付きました。

その後は夜間の大学院に通い論文作成をし、娘の大学受験と時期がかぶっていたので負けずに勉強できました。

この時40代にして大学の学生証をもらったのが大変嬉しくて、学割をフル活用して、映画や旅行にもちゃっかり行きました。

いざ、公務員を辞めると決めたとき、周りは「無謀だ!」「やめておけ!」という声に反して「中年の星だ、是非頑張れ!」と言ってくれる人もありました。

家族は、「食べていけるなら、好きなようにしていよ!」と言ってくれました。それが私の支えとなり、「何とかせないかん」と心に誓いました。

ただ、税理士になってみたら、お客様はもちろん「0」です。収入ゼロからの出発でした。

これではダメだと収入を得るために友人の会計事務所の応援要員をしながら、何とか一件でもお客様を獲得するためホームページを立上げ、ダイレクトメールを創業者などにこまめに送ったり、異業種交流会にも積極的に参加し、人脈を拡げるよう心掛けました。

初めてのお客様になって頂いたときは嬉しくて嬉しくてこれからもずーと大切にお付き合いしていこうと思いました。今でももちろんお客様です。お客様がお客様を紹介してくださり、件数が徐々にですが増えていきました。

でも生活は、長女に続き長男が大学へ入学したので金銭的に苦しい時期が続きました。今年4月からは、やっと学生は次女一人となりますのでホットできます。

「公務員を辞めて後悔したことはない?」と妻に

聞かれたことがあります。私は「後悔してないよ。お客様の笑顔を見ると苦勞が吹っ飛んでしまうから。」と答えました。

平成20年はTKC全国会に入会しました。ニューメンバーズにも関わり、同じ立場の税理士の方たちと知り合うことができ、悩みや将来について真剣に話し合う場が増えて充実しています。

また昭和支部研修部の部員にもして頂きました。出来の悪い部員ですが研修部の皆さんの足を引っ張らないようにしたいと思っています。

税理士になって10年ですが、まだまだ気持ちは新人です。

心から信頼できるスタッフを幸せにするため、これからの事務所経営やお客様を増やす努力を怠らないようなくてはと新年あらためて思っています。

昭和支部には、同じ立場の仲間がたくさんみえるので心強い限りです。

この原稿を頼まれたときは、えらい大変なことを頼まれちゃったと正直思いましたが、この紙面をお借りして10年を振り返ることができ、またこれから先の10年まで、うっすら見えてきて楽しみになってきました。

これからの10年は、またどんな一大事が待っているのやら、晴天ばかりではないと思いますが、後ろを振向かず前向きにトライしますので、皆様よろしくお願いします。(オヤジギャグで寅年にかけてみました)

こうして私の一大事から10年、周りの皆様のお陰で何とかここまでたどり着けました。心より感謝します。



まだ髪がフサフサとあった市役所時代

私の一大事!!

～大は小を兼ねない!?～ 上島一丈

昨年の事になりますが、スーツ12着をダメにしました。

私は小学校6年生で身長が180センチ近くあり、体重は60キロ半ばというスリムな体型をしていました。ところが、20年以上たった昨年の夏、当時に比べ身長は4センチしか伸びていないにも関わらず、体重は30キロ以上増加し、完全なメタボリック体型となっていました。特にウエストは100センチを超え、サイズの合う服を探すのに一苦労している有様でした。

そんなさなか、ひよんなことから友人にさそわれ運動トレーニングを中心にしたダイエットに挑戦しました。

内容は、週に2回1時間半の有酸素運動と無酸素運動をトレーナーさんの指導のもと計画的に行い、同時に食事制限をして減量するというプログラムでした。特にリバウンド防止に基礎代謝を向上させるために筋肉をつけなければならず、無酸素運動＝筋トレをハードに行うものでした。運動をして酸欠になり、意識が遠のき、吐きそうになるなどという経験は、高校時代の部活動の時以来、じつに久しぶりの経験でした。

結果、2か月間で脂肪が26kg減少し、筋肉を7kgつけることに成功し、差引20kg近くものダイエットに成功しました。おかげでウエストは20センチ近く縮まり、冒頭に書いた通り夏物、冬物合わせて12着のスーツを買い替えるという一大事になりました。

「健康が一番」と厳しいトレーニングに没頭し、医学的にも理想的な体型まで絞り込むことができましたが、代償として背広、私服、下着までほとんどの衣服を買い替えなければならず、思わぬ出費が出てしまいました。

さらに、予期せぬ事がもう一つ。お客様から事務所職員や私の妻のところへ同じような質問

が複数寄せられました。「上島さんはどこかお体の具合がよろしくないのですか？」という質問です。本人である私には尋ね辛かったようで、お客様が気を使って私の周りの者に尋ねていたようです。

自分では一念発起し肉体改造に着手し、健康増進を図ったつもりでしたが、周りの人から見ると、逆に健康不安の疑念を抱かせるような事態になってしまったようです。そもそも太っていた私が悪いのですが、さらに余分な心配をおかけしてしまったと反省をしております。

ダイエットが終わって4か月過ぎた現在では、お客様の所へも一通り顔を出し、私の元気な姿を見ていただいたおかげで健康不安説は取り除けたようで、私自身は何とかこの体型を維持しようと、毎日必死でリバウンドの恐怖と闘っております。

このような拙稿ではございますが、報告の機会を与えていただけましたので、皆さまの前で減量の報告をさせていただき、自分自身を追い込みたいと思います。

研修会や例会の場で小生にお会いしていただいた際には、「上島、リバウンドはしていないのか？」とお声をかけてください。皆さまからいただける言葉を励みに今後も健康管理に気をつけていきたいと思っております。



会 員 表 慶



1 月月例集会において、昭和支部慶弔細則第 2 条第 2 項により表慶並びに記念品の贈呈を行いました。

今後益々の御活躍を御祈念いたします。

(敬称略)

[喜寿]	石川 澄男	西尾 敏
	杉野 光男	武田 敦美
	原田 宏	山田 正之
	水野 光子	

(以上 7 名)

[古希]	古田 賢司	上島 鋭一
	山田 智弘	堤 忠章
	大久保盛治	

(以上 5 名)



喜寿を迎えられた西尾 敏会員

新 年 懇 親 会



1 月月例集会の後、メルパークNAGOYAにて新年懇親会が開催されました。松原厚生部長の務める総合司会で賑やかしく開会の挨拶があった後、米澤支部長の挨拶がありました。乾杯は毎年表慶を受けた会員が行うのが恒例で、今年は古希の表慶を受けた上島鋭一

会員にご発声をいただきました。古代希(こだいまれ)とは言いますが、まだまだ若々しくお元氣な挨拶のおかげで華やかなオープニングとなりました。

おいしい食事とお酒を楽しむ一方で、毎年恒例となっている大ビンゴ大会が開催されました。「今回の目玉はハワイ旅行!」と大声で煽る表野厚生部員の横で、後藤吉正会員が一等の「ハワイ旅行で楽しむコーヒーマーカー」と副賞の「支部報の原稿依頼」を意気揚々と、しかし複雑な表情でお持ち帰りになりました。

惜しくも当たらなかった会員には参加賞をお渡しして、大ビンゴ大会は終了しました。中締めは、同じく古希の堤忠章会員が行いました。上島会員と堤会員は偶然にも向陽高校の同級生で、ノーベル物理学賞を受賞した益川敏英氏とも同級だったとのこと。そんな中締めの話を聞いて会場は再度盛り上がり閉会となりました。



【1月の月例集会】

平成22年1月8日（金）14：30～ メルパルク名古屋

（昭和税務署より連絡事項）

1. e-Taxの利用勧奨文書の発送（登録地以外の税務署からの発送）について
2. 所得税確定申告書等の一括提出について
3. 納税の方法と還付金の受取方法について
4. 諸用紙等の交付について
5. 所得税、消費税及び贈与税申告書の早期提出について

（支部より連絡事項）

税対部：確申期における無料税務相談会等について
厚生部：支部研修旅行・ボーリング大会の日程について

【2月の月例集会】

平成22年2月4日（木）13：30～ 名古屋天白文化小劇場

（昭和税務署より連絡事項）

1. 申告書の税務署への送付について
2. 平成21年分確定申告関係について
3. 源泉所得税に係る納付指導について

（本会理事より報告事項）

名古屋税理士会税務支援対策部副部長：後藤基文
1. 活動報告
2. 確申期における無料税務相談会等の協力依頼

（支部より連絡事項）

税対部：確申期における無料税務相談会等について
厚生部：支部研修旅行・ボーリング大会について

再確認

e-Tax利用者識別番号に対する暗証番号の期限切れにご注意！

e-Taxの利用者識別番号の暗証番号は、暗証番号変更（税務署から通知された暗証番号の変更を含みます。）後、同一の暗証番号を3年間使用した場合は、3年経過後のログインの際に、暗証番号を変更していただく必要があります。

<変更時の注意事項> http://www.e-tax.nta.go.jp/touroku/touroku3_2.html

- ・すべて半角で8けた以上50けた以内です。
- ・英小文字、数字を1文字以上使用する。
- ・暗証番号に使用できる記号は、!/+=#,@\$%_の13種類に限られます。
- ・通知書に記載された暗証番号と類似した番号にしない。
（3文字以上異なる番号を入力）

e-Tax最終ログイン時から5年間経過しますと、利用者識別番号が失効します。再度ご利用いただくには変更届出書の提出が必要です。

【編集後記】

2月4日に立春を迎え暦の上では春ですが、今号がお手元に届くころは確定申告真っ只中で、季節を肌で感じる事が難しい毎日を過ごしていらっしゃると思います。

暦といえば、2月1日の官報に「平成23年暦要項」が発表されました。暦要綱には国立天文台で計算した翌年の暦（国民の祝日・日曜表・二十四節気など）が掲載されているそうです。そして国民の祝日といえば、私が子供の頃は「春分の日」と「秋分の日」以外は毎年同じ日でしたが、10年程前からハッピーマンデー制度により「成人の日」「海の日」「敬老の日」「体育の日」が第2月曜日や第3月曜日になり、カレンダーを見ないと何日が休日かが分からなくなってしまいました。

以前ほど三連休が楽しみではありませんが（毎日が日曜日みたいだからではありません(笑)）、来年のカレンダーを見て、いろいろ出掛ける計画を立ててみたくなりました。

（広報部 上原久子）

訃 報



土屋彰護先生
昭和10班

平成21年12月29日ご逝去 享年93歳
昭和34年2月17日 税理士登録

【お知らせ】

・確申期における無料税務相談会について

季節柄お体に十分ご配慮の上、担当日には欠席されませんようお願いいたします。また、お気づきの点等があれば、事務局までご連絡下さい。

・3月月例集会は休会です

4月月例集会は平成22年4月9日（金）
13：30～ 名古屋天白文化小劇場

・ボーリング大会のお知らせ

平成22年4月9日（金）午後5時50分より名鉄レジャック6階 レジャックボウルにて開催いたします。皆様方のご参加をお待ちしております。